

様式第15号

保有個人情報訂正請求書

平成 年 月 日

国立大学法人東京農工大学長 殿

(ふりがな)

氏 名 :

住所又は居所 :

T E L

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号 : _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> その他（ ）
※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 イ 本人の氏名 (ふりがな) _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（詳細は、裏面をご参照ください。）

様式第15号「保有個人情報訂正請求書」裏面

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による訂正請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

下記①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）に基づき保有個人情報の訂正請求ができるのは、次に掲げるものに限られます。

①開示決定に基づき、開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第1号）

②法第22条第1項の規定に基づき、本学から行政機関の長に移送され、当該行政機関の長から開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第2号）

③開示決定に係る保有個人情報で、法第25条第1項の規定に基づき、他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第1項第3号）

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨：どのような訂正を求めるかについて、簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由：訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないことになっています。

6 本人確認書類等

(1) 窓口来所による訂正請求の場合：本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条に定める運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）等の住所・氏名が記載された書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に該当するか不明な場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、事前に下記の<本件お問合せ先>にご相談ください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による訂正請求の場合：上記（1）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。

(3) 法定代理人による訂正請求の場合：

法定代理人が訂正請求する場合は、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を提示又は提出してください。

なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

<本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課

TEL 042-367-5505

FAX 042-367-5553